

維持管理責任者変更届出書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者
水道局長 殿

新維持管理責任者

住 所

氏 名

連絡先

旧維持管理責任者

住 所

氏 名

丁 目 番 号

町 番地

に設置されているディスポーザ排水処理システムの維持管理責任者を変更し、新維持管理責任者は、旧維持管理責任者の行っていた維持管理に関する地位を承継しましたのでお届けします。

なお、新維持管理責任者は、システムの適切な維持管理を確保するために、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 維持管理計画書に従い、適切にシステムの維持管理を行うこと。
- 2 専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- 3 維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- 4 保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を管理者に年1回又は管理者の求めに応じ提出すること。
- 5 システムの適切な維持管理を確保するため、管理者が行う立ち入り検査に協力し、指導に従うこと。
- 6 利用者の適正な維持管理への協力を取り付け、必要に応じシステムの適切な仕様方法を指導すること。
- 7 次に掲げる事項が発生した場合は、ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第3条に準じ、速やかに管理者に関係書類を提出すること。
 - (1) システムの改造又は撤去の工事をするとき。
 - (2) システムの維持管理業者を変更するとき。
- 8 システムを譲渡しようとするときは、当該譲受人に対し、システムの適切な維持管理に関する地位を継承すること。